（定期事業者検査の実施）

第十三条　定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

2　前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該使用済燃料貯蔵施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3　前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一　使用済燃料貯蔵施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二　使用済燃料貯蔵施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三　使用済燃料貯蔵施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該使用済燃料貯蔵施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4　第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

5　第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

6　定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の記録）

第十四条　定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を行った者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　検査の実施に係る組織

八　検査の実施に係る工程管理

九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十　検査記録の管理に関する事項

十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　定期事業者検査の結果の記録は、その使用済燃料貯蔵施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（廃止措置中において定期事業者検査を要する場合）

第十五条　法第四十三条の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第四十三条の三の二第九号の性能維持施設が存在する場合とする。

（溶接検査の実施）

第十三条　法第四十三条の十第一項の検査は、次に掲げる工程ごとに行う。

一　溶接作業を行うとき（第十一条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における検査を受けないで使用することを承認した場合を除く。）。

二　法第四十三条の十第三項第二号に規定する技術上の基準（以下「溶接の技術基準」という。）に適合していることを確認するために非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になったとき。

三　溶接の技術基準に適合していることを確認するために機械試験を必要とする溶接部については、機械試験を行うことができる状態になったとき。

四　溶接の技術基準に適合していることを確認するために耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になったとき（第十一条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。）。

（溶接検査を要しない場合）

第十四条　法第四十三条の十第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、漏止め溶接のみをした第十一条第二号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合とする。

（溶接の方法の認可）

第十五条　法第四十三条の十第二項の認可を受けようとする者は、溶接施行工場ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　溶接施行工場の名称及び所在地

三　溶接設備の種類及び容量

四　溶接施行方法の種類

五　溶接を行う者の氏名及びその者が行う溶接施行方法の範囲